平成２２年（フ）第６８４号
横浜市保土ケ谷区宮田町１丁目４番地５　ＡＸＡＳ横浜天王町303号
債務者　長岡　由記（旧姓八木）
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７１１号
横浜市磯子区洋光台２丁目１番23―104号
債務者　鈴木　郁郎
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７１２号
横浜市中区滝之上75番地　櫻田方、住民票上の住所横浜市磯子区洋光台２丁目１番23―104号
債務者　鈴木千代子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７３１号
横浜市南区唐沢17番地　豊荘１Ｆ６
債務者　上本　幸一
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７４２号
神奈川県海老名市杉久保北４丁目３番６―913号
債務者　斉藤　　誠
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７５２号
神奈川県茅ヶ崎市香川４丁目３番２号　コーポ坪田101
債務者　滝田　美八
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７５９号
横浜市港南区下永谷２丁目28番11―208号
債務者　佐藤　　隆
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７６４号
横浜市泉区白百合２丁目10番６号
債務者　神田　靖之
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７９１号
神奈川県藤沢市善行１丁目10番地の16　観山荘103
債務者　脇川　賢二
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８０３号
横浜市都筑区荏田南４丁目34番37号　Ｂ―101
債務者　梅田　岳定
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８０６号
神奈川県大和市上草柳４丁目４番24号　ガーデンホームズ大和301号
債務者　桐原三千雄
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８０７号
神奈川県大和市上草柳４丁目４番24号　ガーデンホームズ大和301号
債務者　桐原　道子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８４２号
横浜市南区大岡３丁目８番１号　石渡方
債務者　忍足　真弓（旧姓石渡）
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９９４号
神奈川県海老名市中央２丁目９番１―502号
債務者　小野由里子（旧姓市川）
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２２号
相模原市中央区相模原４丁目８番13号　ジョイフル相模原第二801
債務者　照川　　敬
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部